

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社秋山工務店	水戸市堀町 1 1 0 8 - 8	2 - 0 0 0 0 4 8

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可,
「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資
格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和7年4月17日～令和7年4月30日（2週間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事实概要

（株）秋山工務店は、県央農林事務所発注の畑地帯総合整備事業柳河地区道路付帯工事（水戸市柳町）において、使用しているなかせた。7年建設など、不適切な安全度、全管の措置に

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成29年要領第3号）別表第1第8号ウに該当する。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア、イ (略) <u>ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</u>	当該認定をした日から 2週間以上1ヶ月以内

問合わせ先
茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029-297-5005 (直通)